

答申書

(答申第104号)

平成29年8月18日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が公開請求に係る公文書の存否を明らかにせずに非公開決定をしたこととは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年3月11日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

福井県税務課または総務部が過去に電力事業者に対し、原発の使用済み核燃料に関して行った問い合わせと、それに対する電力事業者からの回答に係る照会文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月25日付け税第113号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（1）公文書の名称

福井県税務課または総務部が過去に電力事業者に対し、原発の使用済み核燃料に関して行った問い合わせと、それに対する電力事業者からの回答に係る照会文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式（以下「本件対象公文書」という。）

（2）公開しない理由

条例第7条第6号（審議・検討等情報）および同条第7号（事務執行情報）ならびに第10条（存否応答拒否）に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすることとなり、条例第7条第6号に該当する情報（核燃料税の更新に係る審議・検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報）および同条第7号に該当する情報（県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）を公開することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月31日、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 暗問

実施機関は、平成29年1月23日付け税第43号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、暗問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

（1）本件対象公文書の非公開決定について

福井県は非公開理由を「公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすること」「公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」などとしている。

今回の開示請求日と同じ3月11日に開かれた県議会予算決算特別委員会で、知事は核燃料税の更新について「廃止措置中の原子炉に対しても課税が必要になる」「使用済み核燃料の問題があるのですが<中略>県外搬出を促進する仕組みも取り入れた税としたい」と答弁した。特別委の終了後、知事は報道各社の「使用済み燃料に課税する考え方」との質問に「基本的な考えはそうだと思う」と、使用済み核燃料に課税する方針を明らかにした。

福井県の言葉を借りるならば、知事は「公文書の存否を答えること自体」を避けなければならないほど慎重に判断すべき方針を表明し、「公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」のある重要な事柄を、いつも簡単に明らかにしたことになる。この答弁から14日後に本件処分を行った。情報公開の理念を歪めていると言わざるを得ない。

今回の請求は「福井県税務課または総務部が過去に電力事業者に対し、原発の使用済み核燃料に関して行った問い合わせと、それに対する電力事業者からの回答に係る照会文書、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式」を求めたものである。福井県が主張するように、部分的には平成28年の核燃料税更新に関する内容が含まれているかもしれないが、開示請求したのは「使用済み核燃料に関する過去の問い合わせ内容」である。なぜ門前払いに等しい決定がなされたのか、意味不明と言うほかない。仮に非公開にすべき内容が含まれているならば、その部分のみを黒塗りにしたうえで、公開すればいいだけのことである。

使用済み核燃料への課税そのものは、決して目新しいものではなく、新潟県柏崎市と鹿児島県薩摩川内市が平成15年に導入した。玄海原発1号機の廃炉が決まった佐賀県玄海町も平成27年に使用済み核燃料に課税する方針を示した。美浜原発1、2号機の廃炉が決まった美浜町、敦賀原発1号機の廃炉が決まった敦賀市も以前から、

程度の差こそあれ、使用済み核燃料への課税について研究してきた。厳に秘するようなものでは全くなく、逆に一度も検討したことがない方がおかしい。

(2) その他の主張について

核燃料税を巡る福井県の対応には、不可解な点が数多い。別の異議申し立てでも主張しているが、例えば平成23年の核燃料税更新の際、電力事業者との協議の会議録を意図的に作成しなかったのが、その一つである。平成23年の核燃料税更新時、会議録を作成していないことを疑問視した異議申し立てについて、公文書公開審査会は「記録を作成していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点があるとは認められない」と結論づけた。しかし、会議録だけでなくメモ書き等も存在しないのは不自然かつ不合理なのである。ほかにも、福井県の核燃料税に関する問題点は数多い。

言うまでもなく、税には透明性と公平性が求められる。だからこそ、後に意思決定の妥当性を検証できるよう、情報公開に最大限努めなければならない。情報公開の網の目をくぐり抜けるため、本来は公文書を作成すべき内容であっても、あえて口頭でのやり取りにとどめたり、職員個人のアドレスを用いた電子メールで文書をやり取りしていたりするのではないか。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税は、全国最多の原子力発電所が立地する福井県が全国に先駆けて創設した法定外普通税であり、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等に活用してきた。これまで5年ごとに見直しを行い、先駆的に研究し、新たな制度を作り上げてきた。そのような事実を踏まえると、核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、県における核燃料税の制度構築に当たって、課税客体、課税標準、税率等について、様々な誤解や憶測に基づき県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、県に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがある。

その結果、制度構築に係る県内部における意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への新設協議後の同意において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実の有無が明らかになると、県と事業者は、有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、結果とし

て、制度構築において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

異議申立人は「あくまで開示請求したのは「使用済み核燃料に関する問い合わせ内容」である。」と主張しているが、「使用済燃料への課税」と特定されたものでなくとも、税務課または総務部が、通常業務では行うことが想定されない使用済燃料への問合せをある時期に行ったというだけで、今般の課税を前提とした行為ではないかという誤解、憶測が生じ、その存否が、使用済燃料への課税の検討の有無と同様の趣旨と捉えられる蓋然性が高い。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

原子力発電に関する国民的な議論が行われている中で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、今後の核燃料税更新時において、県と事業者は有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、事務執行に支障が生じるおそれがある。

また、こうした事実の有無が明らかになると、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から電力事業者に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、ひいては、電力事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

のことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり電力事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、電力事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件公開請求は、使用済燃料について電力事業者に対して問合せを行った文書に特定されたものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を前提に事業者と文書を交わしているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められる。

したがって、本件処分においては、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したものである。

なお、異議申立人は、平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会において、知事が、「使用済み核燃料に課税する方針を明らかにした。」と主張しているが、実際には、「使用済み燃料の問題があるが、これまで県外への搬出を電力事業者に求めてきているところだが、県内の貯蔵が長期間にわたり常態化しないようにするため、県外搬出を促進する仕組みもあわせて取り入れた税制としたい」と述べているにとどまり、課税客体として使用済燃料を明確に示した訳ではなく、まさにその点も含めて意思決定過程の未成熟な段階であったと言える。

4 その他の主張について

異議申立人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことおよび核燃料税に関する福井県の対応についての疑義を主張しているが、本件対象公文書に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討する必要がある。

しかしながら、核燃料税の更新に向けた制度検討の内容が未確定である状況において、県が特定の課税客体について検討しているという事実の有無が公になると、核燃料税の基本的な考え方などに関する先入観や憶測から、外部から事業者に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがあり、ひいては、県と事業者との信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、事業者からの十分な協力が得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は理解できるものであり、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができると規定している。これは、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合、当該公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

本件公開請求は、使用済燃料について電力事業者に対して問い合わせを行った文書に特定されたものであることから、本件対象公文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を前提に事業者と文書を交わし

ているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められるとする実施機関の説明は理解できる。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする実施機関の説明は妥当である。

なお、異議申立人は、平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会において、知事が11月に迎える核燃料税の更新について、原発の使用済み核燃料に課税する方針を明らかにしたと主張しているが、福井県議会が公表している「平成28年2月予算決算特別委員会会議記録（平成28年3月11日（金））」68頁には、「使用済み燃料の問題があるが、これまで県外への搬出を電力事業者に求めてきているところだが、県内の貯蔵が長期間にわたり常態化しないようにするために、県外搬出を促進する仕組みもあわせて取り入れた税制としたいと考えている。」と記録されていることから、課税客体として使用済燃料を明確に示した訳ではないとする実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるため、同条第6号の該当性については判断するまでもなく、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|----------------------------|
| 平成29年 1月23日 | ・ 諮問書の受理 |
| 平成29年 1月30日 | ・ 審議（第1回） |
| 平成29年 3月13日 | ・ 審議（第2回） |
| 平成29年 4月24日 | ・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回） |
| 平成29年 5月29日 | ・ 審議（第4回） |
| 平成29年 6月19日 | ・ 審議（第5回） |
| 平成29年 7月24日 | ・ 審議（第6回） |
| 平成29年 8月18日 | ・ 答申 |

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|
| 稻 田 真 紀 | |
| 川 村 一 司 | 会長職務代理者 |
| 北 島 三 男 | |
| 清 水 和 邦 | 会 長 |
| 前 田 清 作 | |